

展示小火器類等の管理取扱いについて（通達）

昭和49年12月23日
陸幕武第629号

改正 平成19年3月28日陸幕法第61号 平成21年2月3日陸幕法第10号
平成30年3月14日陸幕法第104号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長 殿
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規31）

展示小火器類等の管理取扱いについて（通達）

標記について、史料館等（武器庫以外の施設）に展示する小火器類（拳銃、小銃、機関銃等）その他金属性弾丸を発射する銃は、下記に示す処置を実施して事故防止に努められたい。

なお、陸幕武第441号（44.7.28）「展示小火器類の管理取扱いについて（通達）」（陸上自衛隊公報第1624号掲載）は廃止する。

記

- 1 銃身の3箇所（展示効果を損なわない位置）に直径0.5cmの穴をあける。
- 2 薬室の後端を溶接により約1cmの厚さに肉盛りしてふさぐ。
- 3 撃針の先端を約0.5cm切断する。
- 4 前各項の処置が適当でない借受品、寄贈品等の小火器類等にあつては「撃発機構部位」を取り外し展示する。

なお、取り外し部位は、別途保管するものとする。